

令和4年6月定例会 次世代育成・少子高齢化対策特別委員会(付託)

令和4年6月29日(水)

[委員会の概要]

長池委員長

ただいまから、次世代育成・少子高齢化対策特別委員会を開会いたします。(10時33分)
直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、当委員会に係る付議事件の調査についてであります。

付議事件につきましては、議事次第のとおりであります。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【報告事項】

○ヤングケアラーに関する実態調査について

上田未来創生文化部長

それでは、この際、1点、御報告させていただきます。

資料1を御覧ください。ヤングケアラーに関する実態調査についてでございます。

この調査は、昨年12月定例会、本会議における御論議を受け、本県のヤングケアラーの家庭や家族の状況を調査・分析することにより、独自の課題を明らかにし、今後の施策に反映させるため、児童生徒及び学校に対し、実態調査を行うものであります。

調査対象は、県内の公立学校に通う児童生徒のうち、小学6年生から高校3年生までの279校、約3万8,700人とし、調査期間は、7月11日から8月5日までの約3週間といたしております。

調査方法といたしましては、無記名調査とし、原則、1人1台端末で、回答することといたしますが、個人のパソコンや、携帯電話などでの回答も可能とするなど、児童生徒が安心して回答できる環境が確保されるよう配慮することとしております。

調査項目につきましては、国が実施いたしました実態調査の調査項目を利用することとし、児童生徒の調査に合わせて、各学校へのアンケート調査も実施することとしております。

今後の予定につきましては、調査結果がまとまり次第、御報告申し上げるとともに、収集されたデータにつきましては、ヤングケアラー支援施策に活用いただくため、各市町村ごとに情報提供したいと考えております。

報告事項は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

長池委員長

以上で、説明等は終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑をどうぞ。

岡田委員

今説明いただきましたヤングケアラーに関する実態調査について、お伺いさせてもらい

ます。

まず、今回ヤングケアラーと思われる子供の実態というところで、子供たちの端末を使って実態調査をするという計画が出ていて、国の実態調査の調査項目を利用してされるという話なのですけれど、そもそもヤングケアラーの定義というのは、県としてはどう考えられているのですか。

山名こども未来応援室長

岡田委員より、ヤングケアラーにつきまして御質問を頂きました。

ヤングケアラーにつきましては、まず法令上の定義等はありません。一般的には本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている、18歳未満の子供のことを言っておりまして、年齢や成長の度合いに見合わない負担から、本人の育ちをはじめ、学校生活や将来の進路に深刻な影響を及ぼす恐れがあり、関係機関による適切な支援が必要とされております。

岡田委員

ということは、18歳未満の子供たちにとって負荷が掛かり過ぎているという実態を調べるということが目的というところで、今回調査されるという話だとは思いますが、そうしたら、先ほど、実際の子供たちの困っている課題というのを今回の調査で見つけて、その次の段階として、どのように地域とつなぐのか、又は、それぞれの機関とつなぐのか。それと、保護者の方が病気であれば、病院だったり、介護施設とつなぐとかいろいろなことが考えられるのと併せて、ものすごく幅広い支援体制を組んでいただかないと、調べたが、次につながらないというのが、一番私が危惧する話です。

それと、こういうふうな話を、ただ自分たちはそれが普通と思ってやっている、その支援対象になると思わずに日常生活を営んでいる子供たちもいると思うので、そここのところの調査をすることによって、そういうところでの子供たちの心のサポートという部分も含めて、どのような体制でされていくつもりなのですか。

また、期間のタイムスケジュールというか、まずこれを調査して、8月までの期限でしますよね。その後のアフターフォローというか、実態調査をした後のタイムスケジュールというか、どういうふうな段取りでその続きを進めていく予定なのかを教えてくださいませんか。

山名こども未来応援室長

岡田委員から、実態調査後のスケジュールにつきまして、御質問を頂いております。

このたびのヤングケアラーに関する実態調査につきましては、まず、県内のヤングケアラーの家庭や家族の状況を調査・分析することで、独自の課題を明らかにするとともに、支援ニーズや課題などを傾向として捉え、今後の施策に反映することを主な目的とし、実施することとしております。

データ収集後は、速やかに分析の上、速報・概要版につきましては、11月議会を目途に御報告ができますよう、スピード感を持って作業を進めてまいりたいと考えております。

また、現在、福祉部局や教育委員会など庁内関係課によるプロジェクトチームにおきま

して、ヤングケアラー支援策の情報共有をはじめ、実態調査の実施と調査後の施策の展開について、検討を順次進めておりまして、このたびの実態調査によって明らかとなる本県独自の課題につきましても、プロジェクトチームで共有し、施策への反映にスピード感を持って取り組んでまいりたいと考えております。

また、収集されたデータにつきましては、各市町村において、ヤングケアラーの支援策に活用いただくように提供するとともに、まずは身近な市町村から、困難な状況にあるヤングケアラー当事者に寄り添った支援が届きますように、国の子育て支援対策臨時特例交付金の積極的な活用や、子ども家庭総合支援拠点の早期設置による相談支援体制の強化などにつきましても、市町村と十分連携いたしまして、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

岡田委員

しっかりと取組を進めていただくための調査であるというふうに理解させていただきたいので、是非しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

ただ、今この調査をする前から、既に市町村で支援されていたり、いろいろなサポート体制が取られているという方たちもいらっしゃると思います。

今回の調査というのは無記名で調査されるということですので、今既に支援されている方たちとの連携というか、既に支援、手立てが行われているところでのさらなる体制強化をしていただいて、サポートを続けてもらいたいなということと、それと子供たちの実態把握の中で、新たに必要としている方たちをどのようにそれぞれの施設とつないでいこうとされているのですか。

プロジェクトチームを立ち上げてということは、体制としては分かりますけれど、実際、今回、無記名の調査でされるということで、素直に子供たちの心を書いてもらえる、調べていけるような体制というところは、非常に子供たちの心を尊重していただいているのは分かりますけれど、それと行政サイドとか、それぞれの支援体制とを橋渡しするところはどうのように考えられていますか。

山名こども未来応援室長

岡田委員より、行政への橋渡しなどの連携につきまして御質問を頂いております。

この調査を実施するに当たって、まずは、ヤングケアラーの問題点として学業や友人との交流の機会が持てないことで、子供らしい生活ができなくなるということが問題であって、ケアそのものが問題であるといった誤解を生まないよう、子供たちに正しく理解してもらうことが重要ではないかと考えております。

そのため、ヤングケアラーという言葉への理解をはじめ、困ったことがある際の相談窓口を掲載したチラシを作成して、県内全ての中・高等学校の生徒さんには、既に配布をさせていただいております。それとともに、ホームページ等での広報を実施しているところでございます。

なお、このたびの調査に関しましては、児童生徒用の依頼文の中に相談窓口を記載いたしまして、さらなる周知を図りますほか、本調査をきっかけとした教員、児童生徒、双方のヤングケアラーへの理解と気付きに伴いまして、今後、児童生徒から相談を受けたり、

変化に気付いた際には、配慮のある声掛けや見守り、必要があれば、関係機関につなぐなどの適切な支援が行えるように、各学校には特別な配慮をお願いすることとしております。

岡田委員

支援の必要な子供たちは、無記名で今回調査されるので、全体的な把握はされると思います。だから全体的な動きがあって、どのような支援が必要な子供たちがいるのかという実態を調べるという目的でされるという話は理解できますけれど、結局支援の必要な子供たちは、実際声を上げられずに、先ほどおっしゃったように、一人で我慢されていたり、実際勉強に支障が出ていたりというような子供たちの声も、ただ無記名での拾い上げになるので、その部分で、子供たちからのデータ結果をどのように活用するかという、これが基本の基本というか、うったてだと思えます。

この実態調査をした上での子供へのアプローチであったり、家庭へのアプローチであったり、それと、今まで家庭がそこに発信しなかった保護者のいろいろな思いがあったりというところもあるし、子供たちは子供たちの思いがあったりというところがあるからこそ、なかなか表に出てくる問題ではなく、なかなか子供たちへの、またその家庭への支援が行かなかったという話があるので。

実際、調べることは調べるけれど、市町村さんに、それぞれ地区別で出てくるデータとかというようなお話もあります。ただ、無記名で調べられるので、県としての全体のデータは出るとは思うのですけれど、それぞれ支援する側の方たちにとって、どこまで今回のデータを基にして、対象者が把握できていくのか。

また、それは、その後それぞれの次の段階として調査をして、それぞれ市町村さんが、それこそ今回のデータを基にして、もう少し細かく調べていくとか、実態に寄り添っていくところにどうやってつなげていくのかということと、なんせ無記名でしてくれるというのが非常にありがたい話であるし、当然子供たちの素直な気持ちを酌み取れるというのは分かるのですけれど、ただ無記名であるがゆえに、サポートする側としては、なかなか見えてこない子供たちをどうつないでいくのかというところの作業といいますか、本当に支援するというのが非常に難しいのではないのかなというのがすごく思うので、その部分が具体的にどういうふうな考えを持ってされていこうとしているのかというのを聞きたくて、しつこく聞いているのですけれども。

脇田未来創生文化部次長

ただいま、岡田委員から、この調査について、今後どのように反映させていくのかというようにお話がございました。

確かに無記名ですので、子供たちは自由に記載できるというようなところはあるのですが、実際にこの市町村にこういう子供さんがいるということがこの調査で分かるのと、あと、ケアをしている方で、高齢者のケアをしているとか、障がい者のケアをしているとか、そういう内容がその中で分かるというようなこともございます。この調査によって判明した、この市町村で、小学生なり、中学生なり、高校生なりでそういう子供さんがいらっしゃるということと、あと、また別の観点で、学校に対する調査とか、ほかの部局になるのですけれども、高齢介護分野ですとか、障がい分野で、別の角度からの調査というの

も、ヤングケアラーについて保健福祉部でされております。またそういうものも組み合わせながらどういうケアが必要なのか、どういう行政サービスが必要であるかというようなことも、市町村、学校等とも連携をしながら、今後の課題をしっかりと捉えまして、県の施策に反映させていきたいと考えております。

岡田委員

是非とも子供たちに対してアプローチができるような体制の強化と、あと、こんな調査をしたよというところから、タイムラグが長くなると、子供たちは、言ったけれど何もしてくれへんという、私はそれを1番恐れています。子供たちの本心を聞くのならば、子供たちの本心へのサポート体制づくりを先に。私は先に体制づくりができていますからこそうい調査をして、それをそれぞれの支援につなげていくということが望ましいのかなと思います。支援をするために、まずは実態調査をしないとなかなか動かないというところも分からなくはないのですけれど、やはり調べるからには、その結果を受けて、すぐに動けるような体制づくりというのを是非進めてもらいたいと思います。

それと、子供たちのほうにしても、こんな調査があったんだよというところで、やっと自分たちの思いが吐けるようになったと思う子もいれば、ヤングケアラーという言葉自体も理解していない子供たちもいたりする中での調査だと思うので、非常に慎重に調査も調査の後のデータ収集も進めていただきたいと思うし、それぞれの家庭の尊重というところと、それと、それぞれの行政機関とをつなげていくというところを是非とも細かく、きめ細かく。

それと、もう一つは、本当に多分みんな違うと思うのです。それぞれの内容と支援が必要な理由というのは、それぞれの家庭で、それぞれのことになるので、子供たちがそれぞれ時間があるなしにかかわらず、お世話をされていたりというところにつながっているのかなというふうに思うので、その部分の決めつけではなくて、いろいろなことに対応できるような柔軟性を持って、そして、また、先ほどもプロジェクトチームというようなお話があったんですけれど、プロジェクトチームの中以外のところとも連携してつないでいくというぐらいの、いろいろな実態が分かれば分かるほど、それぞれに合わせて細かく、きめ細やかに、是非対応できるような実態調査になることを希望しますというか、要望させていただきます。よろしくお願いします。

達田委員

今、岡田委員からお話がありましたヤングケアラーに関する実態調査ですけれども、7月11日から8月5日まで調査期間ということなのですが、終わりましたら、速報・概要版及び全体版により報告ということなのですが、調査結果をまとめて、こうした報告が出るというのは、いつ頃になるのでしょうか。

山名こども未来応援室長

施策に反映させるというところが目標でございますので、速報につきましては、予算編成の時期に間に合うようにというところ。

それから最終版につきましては、年度内の予定ということで、早急にできるだけ早く公

表できるように進めてまいりたいと考えております。

達田委員

ということは、議会においても、概要版とか全体版とか、冊子にしたものを配っていただけということですね。そうしたらそれがいつになるのでしょうか。

山名こども未来応援室長

達田委員の御質問でございますが、ヤングケアラーの概要版、完成版、いずれにいたしましても、議会等へ報告はさせていただくこととしております。

先ほど岡田委員に答弁させていただいたとおり、概要版につきましては11月議会、完成版につきましては完成次第というところで御容赦いただけたらと思います。

達田委員

議会に詳しい報告をしていただいて、議論もそれに基づいてされるかと思うのです。

まずヤングケアラー、自分がヤングケアラーだと思っっているいろいろな子供さんが、本当にどれだけいるのかなというのがあるのですけれども、こういうふうなことをしていたら、ヤングケアラーに当てはまりますよというのが、どれだけ子供自身に知らされているかなという思いがございます。

というのは、私も、小学校の低学年の子供さんが保育所の弟とか赤ちゃんをお迎えに行っているというような様子を見たことがありますし、また、下校して、学校から帰って、ちょうど3時ぐらいになるので、4時過ぎにおばあちゃんがデイサービスから帰ってくると、おばあちゃんのお手伝いをするというような、そういうお話も聞いたことがございます。やはり自分自身は、おうちのお手伝いとして行っているという思いでしているみたいです。

けれども、実際の生活からすると、もっと勉強したいとか、あるいは、もっとクラブ活動なんかに入力を入れて、スポーツもやってみたいとか、また、友達と遊びに行ってみたいとか、いろいろあると思うのですけれども、家でちょっとこれせないかんけん、というようなことで、そういう思いがなかなか自分の思いどおりには自由にできていないという面があると思うのです。

実は、あなたは、ヤングケアラーかもしれませんよということをちゃんと学校なんかで気づかせてあげる。個々ではなく、ヤングケアラーというのはこういうことをしている人のことを言うんですよという、あなたに当てはまりませんかというような、そういうふうな気づかせてあげるような教育ができているのかどうか。その点、気になりましたので、教えていただけたらと思います。

蔭山いじめ問題等対策室長

今、達田委員から、学校でのヤングケアラーについて子供たちにどのように伝えているのかという御質問でしたが、児童生徒が大人の代わりに家族の世話や介護等に当たっているヤングケアラーについては、日々の生活の負担から、学校生活や進路に影響を及ぼすだけでなく、健全な発育や人間関係の構築を拒む場合があるというふうに指摘されておしま

す。

今回の調査を通しまして、子供たち、また教職員にも、ヤングケアラーにつきまして知る機会にしたいと考えております。

教職員につきましては、日々学校のほうで、子供と日常的に関わる立場ですので、ヤングケアラーについて一番知る可能性がある立場であると自覚をするためにも、ヤングケアラーの早期発見・把握のためには、教職員の理解が一番重要であるというふうに考えております。そのため、今後研修を開きたいとも考えております。

子供たちにつきましても、今回の調査を通しまして知る機会とし、また、その中で担任、また養護教諭、またスクールカウンセラー等々によりまして、心理的な支援をしてまいりたいと考えております。

達田委員

子供さんたちがいろいろとやりたいことを辛抱しながらおうちのお手伝いと思ってやっているという、そういう状況から解き放たれて、本当に自由に勉強ができる、スポーツができる、いろいろな好きなことができるというそういう状況に是非していただきたいと思います。そのためには、実態を知ることとともに、子供さんや高齢者に対する福祉制度、そういうものがきちんと整わないと、なかなか解放されないということがありますので、県としても、子供の課題だけじゃなくて、福祉政策全体の課題としてこの問題に是非取り組んでいただきたいな、調査結果を有効に発展・前進させていただきたいと思しますので、その点よろしく願いをしておきたいと思っております。

続きまして、子供に関する問題です。児童虐待の問題でお尋ねをしますのですけれども、児童虐待防止法があるにもかかわらず、次々と虐待が全国的な問題にもなっておりますが、徳島県は今どういう状況でしょうか。

児童虐待防止法ができたのが2000年だったと思うのですがすけれども、その後、虐待件数がどのように推移しているのか、分かりましたら、教えていただけたらと思っております。

山名こども未来応援室長

達田委員より、児童虐待に関する統計的な数値についての御質問だったかと存じます。

現時点で提供できる直近の数値にはなりますけれども、令和2年度になります。県内3か所にございますこども女性相談センターで対応いたしました児童虐待相談件数は919件で、前年度比で39件の増となっております。

また、過去5年間の状況につきましては、令和元年度が880件、平成30年度が756件、平成29年度、634件、平成28年度、658件でございます。

達田委員

報告をされている数を見ますと、児童虐待防止法というのがあるけれども、目に見えて減っていない。減るところか、全国的な傾向だと思うのですがすけれども、どうしても増えているというようなそういうのがありますが、内容ごとに件数というのがどういう状況になっているか、割合でもいいのですがすけれども、分かるでしょうか。

山名こども未来応援室長

達田委員より、児童虐待の内訳につきまして御質問を頂いております。

令和2年度919件の内訳につきましては、身体的虐待が322件、性的虐待が20件、ネグレクトが146件、心理的虐待が431件となっております。

令和元年度につきまして、880件の内訳が、身体的虐待が303件、性的虐待11件、ネグレクトが226件、心理的虐待が340件。

平成30年度、756件につきましては、身体的虐待が236件、性的虐待が4件、ネグレクトが162件、心理的虐待が354件。

平成29年度、634件の内訳が身体的虐待が214件、性的虐待が8件、ネグレクトが133件、心理的虐待が279件。

平成28年度、658件の内訳が身体的虐待が206件、性的虐待が4件、ネグレクトが130件、心理的虐待が318件。

達田委員

相談につきまして、虐待されているよということと相談に来られるということかと思いますが、親が相談するというのがあるのか、それとも本人からなのか、御近所の方からなのか、それがちょっと分からないのですけれど、そういうのは集計されているのでしょうか。

山名こども未来応援室長

受付の経路につきましての御質問かと思えます。

相談を受け付けた経路につきましては、令和2年度は警察等が425件、家族や親戚から119件、学校等から117件、近隣や知人から73件、その他につきまして、福祉事務所や児童福祉施設、医療機関、児童本人、保健所等からは少数となっております。過去5年間においても、この順番においては、大きな変動はない状況でございます。

達田委員

例えば、身体的な虐待を受けて、子供さんが大きな声で泣いている、本当にこれは大変な状況なのではないかということで、近隣の方が通報するという場合もあるかと思うのです。

ただ、ネグレクトとかになりますと精神的なものですので、大きな泣き声もほとんどなく、子供が本当につらい思いをして辛抱しているという状態ですので、なかなか分かりにくいと思うのですけれども、かなりの数が発見できています。これが発見できているというのは、どういうふうな状況で発見していただいているのでしょうか。

山名こども未来応援室長

先ほど申し上げましたとおり、受付等の経路につきましては警察、家族・親戚等からありますけれども、電話やメール、児童相談所等への来庁など様々な形で通報、相談等が寄せられております。

達田委員

今、近隣の方とか、御近所の方、アパートであれば、お隣に住んでいる方とかが通報するということがあるということなのですからけれども、通報しても、なかなか虐待がなくならない場合があるというふうにお聞きしました。いろいろな方法で通報された場合に、学校の対応というのはどういうふうに行われているのでしょうか。

蔭山いじめ問題等対策室長

まず、今達田委員より、虐待の児童を通報した場合の学校の対応についてという御質問でしたが、日常より学校におきましては、担任等が日記指導や水泳指導、休み時間などの会話等の中で、子供たちの違和感に気付くことがございます。

また、養護教諭が身体測定や健康診断のときに、また保健室での会話などにおきまして気付く可能性がございます。

虐待につきましては、疑いのある段階から早期対応が重要であると考えておきまして、校長等管理職への相談の下、管理職のリーダーシップの下、組織的に対応するようにしております。

児童相談所に通告、又は相談をする、そういうふうに早期対応をしております。

その後ですが、児童相談所、関係機関等と連携をとりまして、また、保護者とも連携、連絡をとり、家庭訪問、電話等連絡を取りまして、児童相談所に子供さんが預けられたとしても、そちらにも足を運びまして、預けっ放しにならないように、常に連携をとりまして、その後また学校に復帰することを考えての対応をしているところでございます。

達田委員

学校ではそういう対応をしていただいているということなのですね。

虐待ではないのかということ、近所の方が心配して通報したとしても、虐待をしている方が、うちの盗み聞きをしよったんじゃないかとか、いろいろと難癖をつけて、反対に通報をした人が悪いかのように言われてしまうという、そういうこともお聞きするのですけれども、そういう場合はどういう対応をされるのでしょうか。これは警察のお仕事かなと思うのですけれども。

吉田少年女性安全対策課長

警察が110番通報等により、児童虐待が疑われる情報を覚知した場合は、直ちに現場臨場をいたしまして、あらゆる手段を講じて、児童の安全を直接確認するとともに、一時保護をはじめとした可能な限りの措置を講じておりますけれども、通報した方については、その後どなたかというのが分からないような保秘を徹底いたしまして、現場のほうで処理をいたしているところでございます。

達田委員

通報した方がとがめられるようなことになったらいけないと思うのですよね。心配なさらされて通報したら、逆にとがめられるとかそういうことになったら困りますので、子供を守るという立場で対応していただきたいと思いますと思うのですけれども、実際にはそうい

うトラブルが起きているということもお聞きいたしましたので、子供を中心に適切に対応できるようにお願いをしたいと思います。

特に子供さんが虐待を受けているといった場合に、児童福祉司さんの仕事というのが本当に大変なことになると思います。今、徳島県内で児童福祉司さんというのは何人いらっしゃって、児童虐待防止法ができたときと比べて、その人数はどうなっているのでしょうか。

山名こども未来応援室長

達田委員より、児童福祉司の体制につきまして、御質問を頂いております。

児童虐待の相談対応件数の増加が続く中、国は、平成28年に児童福祉法を改正いたしまして、児童相談所の体制強化が図られております。

職員の体制強化については、平成28年10月1日の施行となっております。

県のこども女性相談センターの体制といたしましては、今手持ちの資料では平成30年度からの資料しかないのですけれども、その当時3か所ございますこども女性相談センターの体制として、児童福祉司は23人という体制でございましたが、令和4年、今年度につきましては、42名の児童福祉司が配置されております。

達田委員

人数として増やしていただいているということなのですが、児童福祉司さん一人一人が受け持っている相談件数というのはどうなのでしょう。

山名こども未来応援室長

児童福祉司の配置の基準といたしましては、人口3万人につき1人が基本になっておりまして、配置がされております。

データは後でお伝えしたいと思います。

達田委員

今の相談件数や、国の基準そのものが非常に厳しい、諸外国と比べて、非常に重い負担が掛かっているというふうにも言われておりますので、子供さんをしっかり守るという立場で仕事ができるように、そして、児童福祉、虐待相談に関わる職員さんが過労で倒れてしまうことがないように、十分な人員配置をしていただいて、十分な相談に乗れるようなそういう体制を整えていただけたらと思います。

国の基準以上にしっかりと配置をして、徳島方式で、虐待をなくすための力を尽くしているのだというようなことを是非見せていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

これは児童虐待の場合もいろいろな社会的な状況がありますので、なかなか一気に無くなるということは難しいかと思うのですけれども、このまま本当に働く環境も良くない、賃金も安い、こういう状況の中で、どうしても弱い者へと攻撃が向かっていくというそういう社会情勢がございますので、そういうところから改めていかないと、良くならない、子供が守られないという環境もあると思います。

県としても、本当に子供を守るという立場で社会全体を良くしていく、そういう方向で国の政策もしっかりと求めていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

もう1点なのですが、子供ではなくて大人の場合なのですが、最近大人の方のひきこもりの状態、ひきこもりの現状というのが調査もされまして、以前議会にも示されております。令和元年の11月の定例会で、詳しい資料も頂いてきたのですが、今30代、40代のひきこもりの方ももちろん問題ですが、50代以上の年を重ねた方、このひきこもりが問題になって、8050問題とか言われております。80代の親が50代のひきこもりの人の面倒を見る。

ところが、これが何年かしますと9060に、90代の親が60代の子供の面倒を見ないといけない。これはこういうところに差し掛かってきてしまっているわけなのですよね。非常に大きな問題になっているのですけれども。

徳島県が詳しく調査をされまして、徳島県としてこういうふうにしていくんですよと。この当時は、今後の支援体制を検討していくための基礎資料とするということで、詳しく調査をされてきたわけです。民生委員さんとか児童委員さんをお願いして、調査をされたのですけれども、令和元年から何年かたちましたけれども、支援体制の検討というのはどのようにされてきたでしょうか。

大久保健康づくり課長

達田委員より、令和元年度に県が実施いたしましたひきこもりに対する実態調査の結果、支援内容について、御質問を頂きました。

令和元年度に県において実施いたしましたひきこもりに対する実態調査は、地域におけるひきこもり支援体制を検討する際の基礎資料として活用することを目的に実施したものでございます。

この調査結果を踏まえまして、南部に163人、西部に122人、ひきこもりの方がいることが判明いたしまして、ひきこもり地域支援センターにおける専門的支援をより身近な地域で受けられるように、令和2年4月に、サテライト相談拠点を南部と西部地域に設置するとともに、困難事例の対策を適切に行うために、医療・心理・福祉等の多職種専門家チームを設置し、調査をはじめ関係機関への相談支援体制の強化を図っているところでございます。

さらに、今回の6月補正予算において計上させていただいておりますひきこもり支援体制強化事業においては、県のひきこもり地域支援センター「きのぼり」における専門的支援に加え、各市町村を主体とした相談窓口の設置や、身近に寄り添う支援体制の構築を目指しております。

具体的には、各保健所ごとに市町村の担当者、民生委員、精神保健福祉ボランティア等の支援者向けの会議及び研修会を開催し、地域で活動されている民生委員や精神保健福祉ボランティア、支援団体の活動内容や窓口を可視化いたしまして、協力体制を構築することにより、当事者及びその家族が安心して相談できる環境づくりを行ってまいります。

また、さらに、ひきこもりに対して悩みや不安を抱える県民が適切な支援を受けられるよう、相談窓口や関係機関の情報を集約したリーフレットを作成するとともに、ケーブル

テレビやSNSによる効果的な情報配信を実施することといたしております。

このように調査結果を生かした対策を実施してまいりましたが、今後市町村が主体となり、地域での支援の幅を広げ、そして県が専門的支援を行う多角的・重層的な連携体制を構築することにより、ひきこもりの状態にある方や御家族が、身近な地域で安心して相談ができ、必要な支援が受けられるよう取り組んでまいりたいと考えております。

達田委員

20代とか30代の方の問題も大きいですが、今60代を過ぎてひきこもりになりますと、体力も衰えていってフレイルの問題ですよ、体力が衰えて寝たきりになってしまう。このまま放っておいたら、大変な問題になっていくのではないかとということが言われております。

ただ、ひきこもり問題といいますと、おうちの方が、家にひきこもった人がいるんではないかというようなことがなかなか言えない雰囲気があるわけですが、これは当事者の自己責任ではないと思います。いろいろな状況の中でひきこもらざるを得なくなっているという状況があると思いますので、社会的な問題としてこれを解決していく道を探していかないといけないと思います。

このまま放置しておきますと、たくさんの貧困の高齢者が生み出されてしまう。そして、お父さん、お母さんが亡くなった後、暮らし向きが本当に大変になって、孤独死が増えていくのではないかとというような心配もされております。

ですから、こういう問題に取り組むために、うちにこういう人がいるんですよということが言えるような雰囲気というのがまず、隠すのではなくて、言える、相談していけるといふそういう雰囲気が要ると思います。

今どうしてもなかなか相談できない、表に出したくないという雰囲気が日本ではあるのですが、徳島県では支援センターがちゃんとあって、そこに相談できるという体制もあると伺っておりますけれども、そういうところに、どういうふうにしたらいいでしょうかというような御相談がどのぐらいあるものなのでしょうか。

大久保健康づくり課長

ひきこもりの相談数についての御質問でございます。

ひきこもり地域支援センター「きのぼり」におきまして、まず、来所相談につきましては、令和3年度の数値でございますが、実件数として82件、延べ件数として254件、訪問出張相談で実件数4件、延べ件数14件、電話相談で実件数98件、延べ件数226件となっております。

達田委員

御相談される方がある程度いらっしゃるということですが、民生委員さんたちに調べていただいた数というのが、これが全く正しい数かどうかというのは私は分かりませんが、もっといるのではないかなという感じもいたします。

そういう中で、気楽に安心して相談できるそういう状況が本当に必要だと思います。

ただ、相談に応じられる体制を確立するということはとても大事なことですけれども、

相談体制を知らない、そういうところがあるのを、どこに相談していいかわからないという、そういう方もいらっしゃるようなのですけれども、そういう場合に、もしお宅でお困りのことがありましたら、こういうところからこういう相談ができますよ、こういうところには是非相談してくださいという、そういうPRがもっともっと幅広く要るのではないかと思います。

そしてもう一つは、ひきこもりというのは個人の責任ではないですよ、誰に遠慮することなく、そういうお困りのことがありましたらお気軽に相談してください、一人一人の解決方法を一人一人に合ったように解決していく道を見つけましょうという、そういうことで呼び掛けていただきたいと思いますと思うのですけれども。

ひきこもりの問題は、ともすれば市町村の担当ですよと言われがちなのですけれども、県として幅広く呼び掛けをする、ひきこもりの問題を県民の皆さんで考えていただく、そういう仕事は県として大いにやっていくべきではないかと思うのですけれども、PRを皆さんに周知徹底していただくというようなそういう面でどのようにお考えでしょうか。

大久保健康づくり課長

ひきこもり対策に関する周知・啓発についての御質問を頂きました。

ひきこもりやひきこもり状態は、本人・家族の問題として捉えるのではなく、社会の問題として捉え、取り組むことが重要という達田委員の御意見については、そのとおりだと理解しております。

このため、ひきこもり当事者や家族が来所相談や電話相談、訪問相談もできるひきこもり地域支援センターきのぼりや、南部地域・西部地域におけるサテライトを拠点としまして、市町村や保健所、地域の関係機関との連携を図っているところでございます。

さらに、先ほども申し上げましたが、今回の6月補正予算において計上させていただいておりますひきこもり支援体制強化事業において、地域で活動されている民生委員や精神保健福祉ボランティア、支援団体の活動内容や窓口を可視化し、市町村を主体とした相談支援体制を構築することにより、当事者及びその家族が安心して相談できる環境づくりを目指しております。

また、ひきこもりは誰もがなり得ることございまして、身体的な疲労や精神的な疲労が長期にわたった結果引き起こされたり、様々な要因が影響し合った結果引き起こされるものなど、その背景は様々な状況にございます。

誰もが生きづらさを抱えて孤立に陥る可能性を持つ社会の中で、ひきこもりに対する地域社会の意識というのはまだまだ低くございます。世間の偏見の目から、ひきこもり当事者や家族だけで悩みを抱え込んでしまう状況というのも、やはりあるということは理解しております。

このため、県では今後、ひきこもり状態にある方やその家族の理解と支援についての研修会を開催するとともに、リーフレットの作成やケーブルテレビ、SNS等による効果的な情報発信を実施するなど、ひきこもりに対しまして県民の理解を促進してまいりたいと考えております。

今後もひきこもり地域支援センター「きのぼり」を核として、地域に密着した支援体制を充実させ、ひきこもり当事者の自立と当事者家族の福祉の増進に努めてまいりたいと考

えております。

達田委員

80代の方が50代の子供を支えているという今の状況で、親御さんがまだ80代、元気。今が相談できる時期ではないかと思えます。90代になってしまいますと、本当に体は衰えていて、相談どころでなくなるかもしれません。御本人が大変な、健康状態を悪くしてしまうかもしれません。

ですから、やはり本当に急激にこの活動を強めていかないといけないと思うのですけれども、80代の方が50代の人を支えていて、あと4、5年したら、子供さん60代以上になりますから、そのまま行きますと、健康を壊して、本当にフレイルの問題が出てくると思えます。

ですから、一人一人事情は違いますが、家でひきこもった状態から、どこかへ出てくる場所、家族会であるとか、地域のグループであるとか、そういうところに出てきて、ちょっとずつやはり体も慣らしていけるという、そういう取組が必要だと思います。地域のいろいろな居場所を作ることがとても求められていると思いますが、居場所づくりに対して、市町村だけではなく、県もしっかりと支援もする必要があるかと思うのです。

それと家族会なんかも、県で全体でというのではなくて地域ごとに、一つの市なら市にあるような、そういう状況にしていくということが大事じゃないかと思えますけれども、今そういう団体とかに対して、県が何か支援をしているというような例があるでしょうか。

大久保健康づくり課長

ひきこもりの方に対しての居場所づくりについての御質問を頂きました。

県といたしましては、ひきこもりの居場所は、市町村が設置していただく事業となっておりますので、市町村に対してどのような支援が必要かというふうなことを共に考えていて、それぞれの地域でそれぞれの地域に合ったそういう居場所づくりを考えていこうと取り組んでいるところでございます。

達田委員

ひきこもり問題にしろ何にしろ、その地域を管轄している市町村ですよということで、100パーセント市町村に投げられてしまいますと、人的な問題、財政的な問題、いろいろあると思います。

やはり調査結果、調査をされて、今後の支援体制を県として検討していくということで、県が市町村に、ひきこもり対策ができるような支援をできるように、是非検討の時期ももう過ぎているのと違うかなと思うのですけれども、しっかりと今回は打ち立てていただきたいなということを申し上げておきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

あと1点なのですが、梅雨が明けて、ものすごい猛暑で、学校でちゃんとエアコンを使っているのでしょうか。小・中・高とみんなエアコンがついているのですけれども、節電節電と言わずに、エアコンはちゃんとつけて、熱中症対策ができているのか、その点だけをお尋ねしておきたいと思えます。

今田学校教育課長

ただいま、達田委員より、学校における熱中症対策について御質問を頂きました。

近年の地球温暖化の影響等によりまして、今年も気温の高い日が続いております。児童生徒が熱中症で体調を崩すことのないように、県教育委員会におきましては、各学校に対して、文書による注意喚起に加えまして、教員を対象とした熱中症講習会を実施するほか、養護教諭研修会において、熱中症事故の防止について万全を期すように指示を行っております。

各学校においてエアコンの使用でありますとか、また、マスクを適切に場面に応じて外していくといったことも周知をしておりますので、引き続き熱中症になることのないように、万全を期していきたいと考えております。

達田委員

節電ということがよく呼び掛けられているのですがけれども、節電よりも健康が大事ですので、温度が24度、25度とか26度とか、そういう程度のときにもものすごく蒸し暑いときがありますよね、湿度があまりにも高くて。そういうときに湿度を取り除くとか、そういう配慮をして、何度になったらエアコンを入れますよというのではなくて、そのときそのときの温度・湿度を見て、そして子供の健康状態を守れるというような、今だったら全部の学校に一斉にエアコンをつけさせていただくというのが適当だと思うので、節電、お金の心配をせずに、エアコンが使えるように是非していただきたいと思いますので、その点をよろしく願いして、終わります。

山名こども未来応援室長

先ほど、達田委員から、こども女性相談センターの児童福祉司の1人当たりの相談件数につきまして、御質問を頂いておりました。

虐待の相談対応件数が確定しております令和2年度を基準といたしまして、その当時、配置数が28名ということでございましたので、1人当たりの件数は、割りますと、32.8件となりますけれども、令和3年度以降、もし虐待相談件数が同程度になったと仮定した場合は、令和3年度には配置数が34名、令和4年度には42名の配置がございますので、1人当たりの件数につきましては、減少する可能性があるということでございます。

立川委員

すみません、ちょっと僕通告も何もしていなかったのですけど。

少子高齢化対策特別委員会ということで、少子化についてですけど、何で少子化になってきたのですか。

長池委員長

小休します。(11時34分)

長池委員長

再開します。(11時34分)

高島次世代育成・青少年課長

少子化の主な要因でございます。

主な要因といたしましては、現在、未婚化・晩婚化の進行や、夫婦の出生力の低下などが挙げられております。

その背景につきましては、核家族化の進行やライフスタイルの変化、また、結婚や子育てに関する価値観の多様化、また雇用形態の変化、非正規労働の増加などが影響しているのではないかとされているような状況でございます。

井川委員

すみません、私も。

今、立川委員が、出生率がやはり低いと言われたけれど、コロナ禍で今大変だと思いますが、2、3年前のコロナ前と今の状況をちょっと教えていただきたいと思います。

高島次世代育成・青少年課長

合計特殊出生率でございます。

合計特殊出生率につきましては、6月3日に、令和3年度の人口動態統計の概数が発表されております。全国におきましては1.30、本県におきましては1.44ということで、全国よりは上回っている状況ではございます。

令和2年度の人口動態統計で、全国におきましては1.33、本県におきましては1.48という数字でございます。

井川委員

本当に少子高齢化というか、子供ができない、ほな高齢化になるしかないもので、あれなんですけど。

ちょっと聞きたいのですけれど、マリッサとくしまってあったと思いますけれど、今の状況を教えてもらえんかなと思います。

長池委員長

小休します。(11時38分)

長池委員長

再開します。(11時38分)

高島次世代育成・青少年課長

とくしまマリッジサポートセンター、略称マリッサとくしまでございますが、これまでの実績でございます。

これは令和4年3月31日現在でございますが、成立いたしましたカップル数につきましては1,600組、成婚に至ったカップルにつきましては109組に至っている状況でございます。

井川委員

109。なかなか厳しいね、ほんまに。

とにかくコロナで出会える機会というのはますます減ってきていると思うので、マリッサ、直接県がやっているわけではないのだろうけれど、何とかそういう場をこれからもどんどん、コロナももうぼちぼちなんですから、もっともっと出会いが増えるような機会を作っていたきたいと思うので、県のほうも御検討いただきたいと思います。

長池委員長

ほかにございませんでしょうか。

(「なし」と言う者あり)

ないようでございますので、以上で質疑を終わります。

次に、当委員会の県外視察についてでございますが、8月25日木曜日から8月26日金曜日までの2日間の日程で実施することとし、青少年の健全な育成及び少子高齢化対策に関する先進的な取組等を調査するため、東京方面の関係施設等を視察したいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

それでは、さよう決定いたします。

この際申し上げます。今決定いたしましたので、理事者の方も御随行いただけるというお話を聞いております。行き先もお伝えしておりますので、是非関連部局の積極的な御参加、御随行をお願い申し上げたいと思います。よろしくお願ひします。

これをもって、次世代育成・少子高齢化対策特別委員会を閉会いたします。(11時41分)